

# さいたま市立学校 ティーチャー・リターン制度について

教職員人事課



# 「さいたま市立学校ティーチャー・リターン制度」の新設

## ● 新たな人材確保の柱

# ティーチャー・リターン



令和8年度採用(令和7年度実施)ティーチャー・リターン募集区分

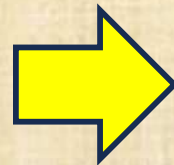
募集区分	教科等	採用見込数
管理職	校長、副校長、教頭	若干名
小学校教員	全教科	
中学校教員	国語、社会、数学、理科、音楽、 グローバル・スタディ(英語)	
特別支援教育担当 教員(小学校)	特別支援教育全般	



# 「さいたま市立学校ティチャー・リターン制度」の新設

## 《 新設理由 》

- ・ 育児や介護、その他の理由により学校現場を離れた管理職と教員の復職を可能にすることで、現場での教職経験があり即戦力となる人材を確保するため。



# ● 「さいたま市立学校ティチャー・リターン制度」の新設 ●

## 受験資格<本制度の対象となる者>

・ 次の(1)から(7)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市で採用され公立学校を退職後、その退職した事由が解消し、本採用教員（校長含む）として勤務できるようになった者
- (2) 昭和42年4月2日以降に生まれた者
- (3) かつて本市の公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、栄養教諭、養護教諭として、継続して5年以上勤務（休職又は育児休業等の休業を取得していた期間を除く。）した者
- (4) 採用日時点で、本市を退職後、5年を経過していない者
- (5) さいたま市立学校教職員勸奨退職取扱要綱の適用を受けて、退職した教員（校長含む）でない者
- (6) 地方公務員法16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者
- (7) 希望する職に該当する免許を有する者

# 「さいたま市立学校ティーチャー・リターン制度」の新設

## < 募集期間 >

- ・ 令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）

## < 選考日 >

- ・ 令和7年11月中旬

※ 日時は応募状況により決定します。

## < 選考の形式 >

- ・ 個人面接のみ

## < 面接員 >

- ・ さいたま市教育委員会事務局職員 3名

## < 選考方法 >

- ・ 個人面接による人物評定

+

- ・ 在職時の人事評価結果を基礎とした勤務成績（過去3年分）

